

令和4年度
事業計画

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会

目 次

はじめに	P 1
I 基本理念	P 2
II 地域づくり5つの柱	P 2
1. 法人運営事業【総務管理課】	P 4
2. 指定管理事業【総務管理課】	P 7
3. 地域福祉事業【地域福祉課・各地区福祉サポートセンター】	P 8
4. 介護保険等・児童発達支援事業【介護・障がい支援課】	P 17
令和4年度 主な年間行事予定	P 21
令和4年度 職員研修計画	P 22
令和4年度 各種現場実習等受入・指導	P 23
令和4年度 会員募集計画	P 25

令和4年度 社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会事業計画

はじめに

近年、急速に進む少子高齢化による人口減少社会の中で、令和2年1月に確認された新型コロナウイルスは世界的に感染が大流行し、未だ収束が見通せない状況にあります。感染抑制の取組みによる経済・社会活動・外出機会の制限が長期化するなか、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化、地域住民間の希薄化の進行、休業や失業等による収入の減少、住居維持の困難化等、生活に困窮する世帯の増加、孤立・孤独問題の深刻化等、深刻かつ多様な生活・福祉課題は複雑かつ複合化してきています。

今後、コロナ対策とともに経済活動や人々の生活様式が変化していくなかにあって、この厳しい状況をどう乗り越え、社会の安全・安心を取り戻すかは福祉関係者による実効ある支援の取組みが強く求められることから、本会も、そうした現場実践を支えるための活動が重要となります。

こうしたことからこれまで本会が取り組んできた経験と実績を踏まえ、国が進める、地域共生社会の実現に向け、地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくり、住民に身近で総合的な相談支援体制づくりや相互に支え合うコミュニティの形成を推進し、湯沢市が進める「重層的支援体制整備事業」に本会としても積極的に関与し、専門職として既存事業の再構築に尽力すると共に、支えられる方に対して支援を提供し課題解決するだけに留まらず、社会参加の機会を創り「認められる体験」を積み重ねていけるよう働きかけをしていきます。

令和4年度は、コロナ禍に伴うさまざまな環境変化や制約は、本会事業・財政にこれまでにない極めて厳しい影響を及ぼします。社会福祉協議会が地域福祉の中核的な担い手として、安定的【業務策定計画（BCP）の策定】かつ継続して組織運営、事業展開を図るための事業・組織・財政等課題の明確化に基づく経営基盤強化への取組みが不可欠であることから、具体的な戦略をもった目標を定め、その方向性を役職員が十分協議し経営に取り組んでいきます。

さらに、「第4期地域福祉活動計画」に基づき、基本理念・基本目標に沿い、本会の役割・使命を発揮し住民主体のまちづくりを昨年度に引き続き積極的に地域福祉の推進を図っていきます。

I 基本理念

本会は、行政や福祉関係機関・団体と連携し「地域をささえるあなたと私の力～一人ひとりの声が届き、つながり、ともに生きる豊かな地域づくり～」を基本理念に地域福祉推進の基盤強化に取り組みます。

II 地域づくり5つの柱

1 一人ひとりが自立し、自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

【基本目標】

- 総合的な相談機能、窓口の充実
- 家族等が一丸となり、問題に対応する力の醸成
- 一人ひとりの生きがいをづくりの支援
- 孤立、孤独防止の対策
- 権利擁護支援体制の強化、充実

2 身近な地域で互いに気づき、支え合い、つながる地域づくり

【基本目標】

- 身近な小地域（町内会）単位で、相談しやすい関係、環境づくり
- 互いに気づき、声かけ合い、地域で支え合う活動の推進
- 町内会、自治会等との連携、情報共有、課題解決の仕組みづくり
- ふれあいサロン活動の充実
- 災害時、非常時に助け合い、支え合う体制の整備、強化

3 地域の良さ、伝統を次世代につなげ、健やかに子どもを育む地域づくり

【基本目標】

- 後継者の育成、円滑な世代交代の推進
- 地域の文化、伝統の継承に関わる啓発活動の充実
- 全世代に関わる福祉教育の推進
- 若い世代、子育て世帯への応援プログラム

4 みんなで知恵と力を出し合い、地域全体で様々な問題に対応する仕組みを整える地域づくり

【基本目標】

- 地域福祉問題の視覚化と情報の発信、共有
- 住民主体の課題解決、支え合いの体制づくり
- 制度の狭間に対応する資源の開発、仕組みづくり
- 人材育成、人材の確保
- ボランティアセンターの円滑な運営、体制づくり
- 企業、学校等各種ボランティア活動の促進、協働

5 適切な事業評価を行い、効果的、効率的かつ自律した組織運営を目指す体制づくり

【基本目標】

- 適切な事業評価の実施
- 効果的、効率的な自律した運営の促進
- 組織体制の充実
- 財政基盤の安定

1. 法人運営【総務管理課】

社会福祉法人として事業運営の透明性、財務規律の強化、地域公益活動の推進に努め、市民から信頼され支持される活動を展開する基盤づくりに努めます。

人事・労務管理においては、人材確保・育成に努めるとともに、各労働関係法令に沿い、職場の安全衛生に関する意識を高め、職員が働きやすい環境づくり、安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。また、新型コロナウイルス感染予防対策についても引き続き努めます。

「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」については、認証の取得のための申請業務を行います。

指定管理事業では、3児童施設、湯沢市福祉センターとなります。本年度は、無償譲渡される湯沢市福祉センターの移行年度、さらに旧湯沢市老人福祉センター解体年度となることから、湯沢市と十分な協議を行い対応します。

介護保険事業においては、令和3年度の介護報酬改定において、BCP（業務継続計画）の策定が全事業所で義務化されたことに伴い、法人として計画・策定していきます。さらに、デイサービスセンターコスモスの修繕（浄化槽、屋根等）を計画的に実施します。

また、法人の財政基盤を支える大きな柱であることから、介護事業所管理者会議を開催し事業運営の向上を進めます。

介護福祉サービス、障がい福祉サービス、児童福祉サービスで、昨年度末より開始された処遇改善給付制度を実施し職員の安定雇用に努めます。

1. 正副会長会議、役員会、評議員会、専門委員会の開催

正副会長会議、理事会、監事会、評議員会を定期的に行い、法人の運営に関する意思を明確にし、運営・経営に必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 正副会長会議 | 毎月 |
| (2) 理事会 | 5月、10月、1月、3月 |
| (3) 監事会 | 5月、11月 |
| (4) 評議員会 | 定時 6月
通常 2月、3月 |
| (5) 総務委員会 | |
| (6) 地域委員会 | |
| (7) 介護サービス委員会 | |
| (8) 苦情対応委員会 | |
| (9) 虐待防止委員会 | |
| (10) 評議員選任委員会 | |

2. 会員募集

効率的な事業推進と事業内容を発信し、会費募集に努めます。

- (1) 一般会費 1世帯500円
- (2) 特別会費 1口1,000円(個人)
- (3) 賛助会費 1口5,000円(企業・団体等)

3. 情報発信・広報活動

地域福祉に関する意識の高揚を図るため、社会福祉功労者の表彰、福祉に関する講演等による社会福祉大会を開催します。

また、本会の運営状況の公表、および地域の福祉活動の取り組みや、福祉・介護に関し定期的に情報提供し福祉活動への参画を推進します。

- (1) 湯沢市社会福祉大会 11月上旬(市内ホテル)
- (2) 社協だよりゆざわ発行 年4回(5月、8月、10月、2月)
- (3) ホームページの運用 随時更新
- (4) Facebookの運用 随時更新

4. 役職員研修

本会の現状を認識のうえ、健全な法人運営に必要な研修を実施します。

また、職員として必要な知識や技術の習得、資格取得によりサービスの資質の向上に努めます。

- (1) 役員研修 年1回
- (2) 職員研修 年1回
- (3) 新任職員研修 4月
- (4) 各種研修会への参加 随時

5. 効率的な運営と財政基盤の充実

法人の安定した財政基盤をつくるため、秋田県社会福祉協議会および行政との情報の共有化を図るとともに、組織改革及び各事業活動を精査し、費用対効果を意識した運営に努めるとともに、具体的検討を進めます。

税制改正に伴うインボイス制度の導入、改正電子帳簿保存法に向けた取り組みを実施していきます。

また、継続的事業継続を図るための人材の確保として、新規職員採用試験を実施します。(6月)

6. 職場の安全衛生・職員福利厚生

衛生委員会を開催し、職員の安全衛生に関する意識を高め、働きやすい環境づくりと職員の福利厚生を継続的に進めます。

また、新型コロナウイルス感染対策として新しい生活様式を取り入れながら事業展開をしていきます。

- | | | |
|--------------|-----|--|
| (1) 衛生委員会の開催 | 毎月 | |
| (2) 健康診断 | 年1回 | (全職員) |
| (3) 感染予防 | 年1回 | インフルエンザ予防接種 (全職員)
B型肝炎抗体検査 (新任介護職員) |
| (4) ストレスチェック | 年1回 | |

7. 施設（設備）管理・防火管理・交通安全

本会の施設および指定管理施設の管理・保守に努め、円滑な運営を図ります。また、令和4年4月に一部改正される道路交通法施行規則へ対応を進めます。

- (1) 災害発生等緊急時における組織・職員としての危機管理の構築
- (2) 避難訓練、防災訓練の実施
- (3) 安全運転管理者法定講習会への参加
- (4) 安全運転講習会の実施
- (5) アルコールチェック体制の構築

8. 情報保護の徹底と迅速かつ適正な苦情対応

サービス利用者の人権を尊重し個人情報の保護に努めるとともに、情報の漏えい・滅失の防止のため、職員に対し必要かつ適切な監督を行います。

苦情を密室化することなく社会性や客観性を考慮し、円滑かつ円満な解決の促進により、信頼や適正の確保を図ります。

2. 指定管理事業【総務管理課】

本会の運営方針と体制整備を図りながら、地域と密着した施設として健全な運営に努めます。

湯沢市福祉センターの無償譲渡については、湯沢市と連携し協議を進めます。

1. 児童福祉施設の管理運営

小学校就学児童の保護者が安心して働ける環境づくりと、児童が楽しみながら活動できる生活の場を提供し、次代を担う児童が心身ともに健やかに育成できる放課後児童健全育成事業を目指します。また、今年度より2施設の名称変更及び、長期休校、土曜日について開所時間を早めることでより利用しやすい環境を整え、保護者や地域との交流活動を積極的に進め安心・安全な施設として信頼されるよう努めます。

- (1) 岩崎児童クラブ
- (2) 祝田児童クラブ
- (3) 湯沢南児童クラブ

2. 湯沢市福祉センターの管理運営

地域福祉事業やボランティア活動、介護保険サービス事業の拠点としての機能する運営を目指します。

- 介護実習室の有効活用
- 高齢者総合相談の有効活用
- ボランティア室の有効活用
- 在宅福祉サービス活動の拠点整備
- 湯沢市社会福祉協議会事務局

3. 地域福祉事業【地域福祉課・各地区福祉サポートセンター】

「第4期地域福祉活動計画」（令和3年度～令和5年度）の基本理念を基に、一人ひとりが自立し、自分らしく生活することで健やかな地域づくりにつなげるとともにすべての住民が協働し、ともに生きる豊かな地域づくりを目指します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が危惧される中で、人と人とのつながりが希薄にならないように地域福祉活動を展開し、地域での孤立や孤独を防ぐ対策を行い「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」ことが出来るように住民主体の地域福祉活動を目指し、市民から寄せられる多様な福祉相談を受け止め、課題に対して地域を基盤とした解決につなげる支援や、その仕組みづくりを構築していきます。

1. 地域福祉事業

(1) 地域福祉トータルケア推進事業

地域で暮らす住民の地域福祉課題の解決に向けて総合相談・生活支援体制を確立します。また、住民の地域福祉活動への多様な参加を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために自立生活を営む力やお互いに支え合う力を支援するコミュニティソーシャルワークを実践します。

1) 総合相談支援窓口の整備

○しあわせ総合相談

毎週火曜日 午前10時から～午後3時まで

○総合相談室

問題解決に向けた専門機関と連携を図り、適切で迅速な対応を目指した相談体制の充実を図ります。

2) 福祉を支える人づくり

○住民座談会の開催

各地区または各町内会単位で、住民の意見や要望を把握し、地域福祉の向上・支援活動に反映させていきます。

○ボランティア研修会の開催

福祉を支える人材育成のための研修会を実施します。

○孤高の戦士サポーター養成講座の開催

社会に飛び立つ目前の高校生が、身近に存在する「生きづらさ」を抱える人の存在を意識し、互いに理解、尊重することの大切さに気づくとともに、自身が生きづらさを感じた時の対応策の一つのスキルを習得することを目的とします。

○「ふくしの学び場」プラットフォーム構築事業

地域住民が安心して幸せな暮らしを継続できるよう、地域を基盤とした多様な社会資源と人材が連携・協働を行い、全世代が学び合える環境と、新たな活動を創出する仕組みを考える「ふくしの学び場」プラットフォームの構築事業を実施します。

○若い世代、子育て世代への応援プログラムの充実

若い世代、子育て世代が主体となり地域生活課題の対応に向けて、新たな視点でアイデアを活かした取り組みが実施できるよう支援します。

3) 制度外ニーズ対応システムの構築

○市民参加型在宅介護システム

日常生活において制度では解決できない場合の介護・家事援助等に関するニーズについて、迅速かつ柔軟な支援を行います。

また、介護保険の要支援者が地域支援事業に移行できる受け皿として、活動員の募集や育成が重要であり、マンパワー養成、体制整備を進めます。

○生活と安心サポートネットワーク事業（雄勝）

福祉制度やサービスを利用できない方に対し、地域住民による軽易な日常生活上の支援を提供し、住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう実施します。

○地域たすけあい支援事業

経済的な理由により求職活動に支障がある生活困窮者を対象に、応募先企業等との連絡手段の確保として、一時的にプリペイド式携帯電話の貸し出し支援を行い早期就労に結びつけ生活の安定を図ります。

また、引きこもりがちな生活困窮者に対し、外出機会を増やすことや社会との接点を持ち作業を行うことを目的に軽作業等の場をつくり、本人が役割を持つことの喜びや自尊心の回復を図り自立への助長を促します。

○フードバンク事業協力

市民等の善意により提供された食料品を取りまとめ、一般社団法人フードバンクあきたへの搬送を行います。また食べ物に困っている方への相談支援活動及び食料品の提供により生活の安定を図ります。

4) 協働によるアウトリーチ体制の整備

○要支援者訪問員活動

地域で暮らす住民の生活福祉課題の解決に向けて、訪問員が定期的に要支援者を巡回訪問し、声かけ見守り活動を実施しながら課題把握し、CSWが即座に介入しその解決にあたります。

○ネットワーク活動の推進

民生児童委員をはじめ、福祉員や近隣住民との連携を図り、地区内の安否確認が必要な高齢者世帯等へ声かけ、見守り活動を行い、地域住民とのつながりを強化し、孤立を防止します。

5) 介護予防のための健康づくり・生きがいづくり

○ふれあいサロン活動の充実

住民同士のつながりを含め、気軽に交流できる地域の拠点づくりとして「ふれあいサロン活動」を広めます。

6) 福祉による地域活性化

地域住民交流スペースの充実を行います。

○きっさこ（湯沢）

○カフェ「アラ！どうも」（稲川）

○お休み処 よりみち（皆瀬）

○社協サロンほっこりの開催（稲川）

すべての住民の交流を深めつつ安心して過ごせる場所があることを知ってもらい、地域に潜在している課題をみつけ支援活動へつながる居場所づくりを進めます。

○地域支援事業推進

8050問題となり得る男性に対しニーズ調査、出前講座を地域と協力し実施します。本人の生きがいづくり、地域での受容を目的とし活動の参加によりたすけあい等の地域活動活性化につなげます。

(2) 湯沢市生活支援体制整備事業 【湯沢市からの受託事業】

生活支援体制の構築や地域内での通いの場等について「地域内支え合い体制」の構築について住民が参画する協議体による「地域課題の把握と共有」から「支え合い活動を創り出す」取組みを定期的に展開し、地域住民とともに具体的に取り組みます。

(3) 災害時要援護者支援ネットワーク構築事業 【湯沢市からの受託事業】

○「災害時要援護者避難支援プラン」の取り組み

災害発生時に自力で避難することが困難な方を地域で把握し助ける仕組みとして作成した「手助けの必要な方」、「支援してくださる方」の名簿の更新に取り組み、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立て、地域の安心・安全を強化します。

(4) 「要支援者マップ」の随時更新と情報の共有化

○地域の要支援者世帯の把握と見守り支援活動

要支援者の課題把握や各種相談に迅速に対応するため「要支援者マップ」の作成・更新を引き続き進めるとともに、各町内・集落において要支援者マップの更新が自主的に進められるよう支援します。

(5) 資金貸付事業

低所得者、障がい者または高齢者世帯に対し資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより経済的自立、生活意欲の助長、社会参加の促進を図り安定した生活が送れるように支援を行います。

○生活福祉資金の相談・受付および事務

※令和2年3月25日より新型コロナウイルスによる特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)受付開始

○湯沢市たすけあい資金貸付事業

(6) 湯沢市暮らしの安心サポート事業

高齢者や障がい者等が安心して暮らせるよう、それを支える団体等に、日常生活支援に必要な物品を貸し出します。

○貸出物品 軽トラック、除雪機、軽自動車、刈払機

2. 在宅福祉事業

(1) 軽度生活援助サービス(湯沢、雄勝)【湯沢市からの受託事業】

介護保険非該当者や自立者を対象に、外出時の付き添い、食材等の買い物、室内の整理・清掃等の軽易な日常生活援助を実施します。

(2) すこやかデイサービス(湯沢、雄勝)【湯沢市からの受託事業】

介護保険非該当者や自立者を対象に、介護予防や生きがい健康づくり、入浴、食事を提供します。

○湯沢 デイサービスセンターコスモス 毎週水曜日、木曜日

○雄勝 ほっと館 毎月第2・第4火曜日

(3) 湯沢市高齢者等緊急通報システム事業への協力

(ふれあい安心電話システム推進事業)

湯沢市が進める在宅の高齢者世帯等に対する緊急通報システムにおける利用者に対し、住み慣れた地域で安心・安全な生活を送ることができるよう、利用者や協力員、民生児童委員等とのネットワーク活動を行います。

また、利用者に定期的に安否確認を行います。

○コールケアサービス、ふれあいコール

(4) 高齢者福祉事業

65歳以上の一人暮らし・二人暮らし高齢者等の交流、仲間づくり、情報交換を行います。

○「杖の会」事業(稲川)

○「やまどりの会」事業(雄勝)

○「ひまわり会」事業(皆瀬)

(5) 高齢世帯のつどい（雄勝）

70歳以上の在宅の高齢世帯の方々に対し、ふくしサポーターおがちの会員と共に楽しい一日を過ごしていただき、仲間づくりや生活の励みになるよう交流会を実施します。

(6) ふれあいハート箱の支給（皆瀬）

新規75歳以上高齢者世帯に対し、急な入院等の不測の事態に備えた備品を支給し安心をお届けします。

(7) 障がい児・者ふれあい交流会（雄勝）

在宅で障がいを持つ方々やその家族が抱える悩みを打ち明けることができるよう交流会を実施します。

(8) 福祉用具の貸出

在宅で介護が必要な方が外出時に必要とする車イスの貸出を行います。
また、福祉教育等へ高齢者疑似体験セットの貸出を行います。

3. ボランティア拡充事業

地域住民がボランティア活動に理解と関心を持ち、その福祉活動の場を提供し、人材育成を図りながら、ボランティアをしたい人とボランティアをしてほしい人をつなげる役目を担います。

また、災害時に備え、活動拠点となる「湯沢市災害ボランティアセンター」の設置・運営に係る整備を行います。更に、市民活動団体等の支援をするため、連絡調整を行います。

(1) 湯沢市ボランティアセンターの機能充実と強化

○湯沢市ボランティアセンターの設置運営

ボランティア活動への情報発信、人材育成を役割とするボランティアセンターを設置します。

○災害ボランティアセンター設置訓練（研修会）の実施

災害時にボランティアセンターを設置し、運営するための設置訓練および研修を実施し機能強化に努めます。

(2) ふれあい広場の開催

ボランティアや障がい者・高齢者・子ども等、地域住民が一堂に会し福祉活動を体験しながら交流や心のふれあいを深め、互いに思いやりの心の増進を図り、各活動への理解と社会参加促進を目的に、「ふれあい広場」を開催します。

○令和4年7月

(3) ボランティアのつどいの開催

市内で活動するボランティア関係者がつどい、ボランティア活動の充実と拡大を目指して実りある「つどい」となるよう開催します。

(4) ボランティアの小さなつどいの開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市民交流の場が相次いで休止したことから、新たな生活様式に即し、まちの駅「カクトとみや」の協力を得て定期開催します。

(5) 除雪ボランティア隊の実施

高齢者世帯又は障がい者世帯等で自力では除雪が困難な方々に対し、生活の確保を目的に除雪ボランティア隊による除雪サービスを提供し安心した冬を過ごせるよう支援を行います。

(6) 福祉関係団体への支援

各種団体に対し、当事者が主体的な運営となるよう支援します。

- 老人クラブ連合会事務局（稲川、皆瀬）
- 湯沢市身体障がい者福祉協会事務局（湯沢）
- 遺族会事務局（湯沢、皆瀬）
- ボランティア虹の会、ふくしサポーターおがち（雄勝）
- 湯沢フレンズネット〔東日本大震災被災者支援〕（湯沢）
- 黄輪の会（湯沢）
- 親ばと会（稲川）

4. 児童・青少年福祉事業

児童・生徒の福祉教育を実施し、高齢者福祉や障がい者福祉の理解を深め、地域福祉への参加を促進することができる福祉教育を実施します。

また、児童・青少年が健やかに成長でき、心が安らぐ居場所づくりを実施します。

(1) 福祉体験学習(小・中・高校生の福祉体験事業)、福祉教育への支援

児童・生徒の福祉体験事業を実施し、地域福祉活動への参加を促進し「互いに思いやり・共に助け合う心」を育み社会福祉に対する関心を深める事業を実施します。

(2) ふりーすぺーす「パレット」の実施

不登校や学校を休みがちな児童・生徒、また引きこもりとなる若者の抱えている悩みや不安、生活環境や家庭の状況などを含めて受け止める居場所として、ふりーすぺーすを実施します。

(3) 「福祉の心」作文集発行（稲川）

子どもたちに「思いやり」や「たすけあい」の心を育む福祉教育の広がりを目指し、地域福祉事業への理解と参加意識を図ります。

(4) お元気ですか？お手紙事業（皆瀬）

皆瀬児童クラブの協力により一人暮らし高齢者宅に手作り年賀状をお届けします。

5. 権利擁護体制の整備

判断能力が十分でない方が金銭管理やサービス利用等で不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれることのないよう相談支援体制を整備します。

(1) 法人後見事業

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本法人が成年後見人、保佐人または補助人になることにより、成年被後見人、被保佐人または被補助人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護します。

また、「湯沢市市民後見人養成講座」修了者の中で、法人後見支援員として活動いただける方に対し、湯沢市と協働し実際の支援場面で活動できるよう育成を進めます。

(2) 日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用している、判断能力に不安のある高齢者や障害のある方々からの相談を受け、契約を取り交わすことにより、日常生活に必要なお金の出し入れ等の支援や、預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かり、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

(3) 緊急時における日常的金銭管理支援事業

日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用待機の状態であり緊急に支援を必要とする方に、制度利用となるまでの間、暫定的に日常的な金銭管理等を行い支援します。

6. 生活困窮者自立相談支援事業(自立相談支援事業、家計改善支援事業)

【湯沢市からの受託事業】

心身の健康、就労状況、生活状況や地域社会からの孤立により、経済的に困窮し最低限度の生活が維持できなくなる恐れがある相談者を広く受け止め、世帯の抱えている複雑化した生活課題の早期発見、把握を重視しアウトリーチを基本とした「断らない」支援を実施します。生活課題を抱えている相談者へ寄り添い、その人の立場に立った視野で本人が望む生活が送れるまで地域住民をはじめ関係機関と連携を密に支援を展開します。

(1) 自立相談支援事業

「生活困窮者の自立の尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標とし、困窮者を早期に発見し、継続的な支援を行い、本人の思いや気持ちを共感的、受容的に受け止め寄り添いながら包括的な支援を展開します。

本人が抱えている生活課題に対し本人が向き合い解決していくプロセスを重視し、必要に応じ関係する専門機関と連携しながら本人の目指す自立を支えます。

(2) 家計改善支援事業

家計表等で世帯の家計の「見える化」と相談者とその世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析をし、状況に応じた家計再生プランを作成するとともに、相談者の家計の改善の意欲を高めるための支援をします。

(3) 支援調整会議

自立相談支援機関が相談者と共に作成したプラン案をもとに相談者の課題を共有し、各専門分野の委員と支援の適切性の協議を行います。個々のニーズに対する社会資源が不足していることが課題であるため、地域の課題として位置づけ、資源創出に向けた取り組みを検討します。

(4) 生活困窮者の就労訓練及び研修

働きたくても、うまく就職に結びつけない、長期離職などから働く意欲が低下し社会から孤立している方に対し、市内の社会福祉法人、行政、民間企業を対象に、「地域貢献事業」として再就職を目指す方の職場見学や訓練等への協力をお願いし、応援してくださる事業所の開拓を行います。

(5) 居場所サロン「りらとこ」の実施

相談者の居場所づくり、相談の入り口、社会生活訓練を目的とし、「相談者の自立へつなげること」および「社会資源として地域づくりにつなげること」を目的に、支援メニューのひとつとして定期的を開催します。

(6) 無料職業紹介所設置の運営

湯沢市内に居住する生活困窮者自立支援法にかかる自立相談支援事業の利用者に対し、就業を紹介するため、無料職業紹介所の運営をします。

○業務の内容

- ・ 求人及び求職に関すること
- ・ 利用者との相談並びに職業の紹介に関すること
- ・ 公共職業安定所等の関係機関との連絡調整に関すること

7. 各地区社会福祉協議会との連携

各地区において地域の特色を生かした福祉活動実践が行われ、地域住民の身近な存在として地区社協が位置づけられています。地域福祉推進のため連携を図り、活動を支援していきます。

8. 共同募金運動への協力（湯沢市共同募金委員会）

湯沢市共同募金委員会事務局を担当し、その運営や広報活動を地域住民や企業・団体の協力を得て、地域福祉の推進のため住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動への協力を行います。

(1) 赤い羽根共同募金運動

公募による未来創造プランへの助成金事業

百貨店プロジェクトの推進

街頭募金の実施 令和4年10月1日（土）

(2) 歳末たすけあい運動

生活困窮者、寝たきり高齢者を介護する世帯、重症心身障がい児への義援金贈呈の他、地域福祉事業に活用します。

4. 介護保険等・児童発達支援事業 【介護・障がい支援課】

高齢や障がいにより支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう支援します。ご利用者、ご家族から満足してもらえるサービス提供ができよう真心あるサービス提供を目標として、様々な分野における専門職や地域との連携を図りながら、これまで以上のサービスの質の向上を目指し、地域住民から信頼される事業所となるよう取り組みます。

放課後等デイサービスにおいては、作業療法士を配置し、個々の子どもの状況に応じた生活支援・活動支援等の発達支援を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、その動向の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した事業の実施、事業内容の変更への柔軟な対応により事業に支障が生じないように取り組みを進めます。

1. 介護保険サービス（介護保険法）

（1）居宅介護支援（ケアマネジメント）

要支援、要介護状態となったご利用者、ご家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談及び情報の提供を行い、可能な限りご自宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援します。

- ・ご利用者の心身の状況や環境等に応じて、保健・医療・福祉サービス及び民間サービスを適切に利用することができるように配慮しケアプランを作成します。
- ・地域包括支援センターをはじめ、行政機関、介護サービス事業者、介護保険施設等との連携を密に行い、ニーズに沿ったケアマネジメントが行えるように努めます。
- ・ターミナルや医療依存度の高いケース、課題が複合化しているケースにも対応できるように研修を通じて自己研鑽に励み、特定事業所加算（Ⅱ）の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行うように努めます。
- ・標準担当件数 一人 35 件（予防委託含む）をマネジメントしていきます。
 - 湯沢ゆうあい介護支援センター
 - 湯沢そうあい居宅介護支援事業所

（2）訪問介護（ホームヘルプサービス）

ご自宅で日常生活を営むのに困難な方に対し、ヘルパーが訪問して買い物・洗濯・調理などの生活支援や入浴・排泄など身の回りのお世話をさせていただきます。ご利用者が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けられるように、計画に基づいて適正なサービスを提供し、ご利用者・ご家族、地域住民から信頼される事業を展開いたします。

- ・ご利用者の心身の状況や希望を踏まえつつ、自立支援を目的としたサービス提供を行います。
- ・特定事業所加算（Ⅱ）の算定を継続して行えるよう、外部研修、事業所内研修に参加し、専門知識や技術・質の高いサービスの提供に努めます。
- ・重介護度者、ターミナルの方を積極的に受け入れられるように、関係機関との連携を密に行い、情報を共有したり、身体介護の実技を含めた内部研修を実施するなど体制を整えます。
- ・定期的に感染症に対する研修を行い、職員自らが感染源とならないように努めます

○湯沢ゆうあい訪問介護センター

（３）訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護状態や障害などによりご自宅で入浴が困難なご利用者に対し、訪問入浴サービスを行うことで、心身の活性化を図り、清潔で快適に自宅で生活できるよう支援を行います。

- ・看護師 1 名、介護士 2 名、計 3 名のスタッフが移動入浴車でご自宅を訪問し、体調を確認しながら専用浴槽で安全で安心して入浴できるサービスを提供します。
- ・感染予防を徹底し、使用前後の浴槽・入浴備品の消毒など衛生管理につとめ、ご利用者の清潔保持および健康状態について必要な管理を行います。
- ・内部研修、外部研修に参加し、要望に対して迅速に対応できるよう知識・技術の向上に努めます。

○湯沢ゆうあい訪問入浴介護センター

（４）通所介護（デイサービス）

ご自宅で利用者が住み慣れた地域、生活環境において、可能な限り在宅生活を継続していただけるように個々に必要な機能訓練及び日常生活の援助を行います。

ご利用者・ご家族等の思いに寄り添い、ご利用者の人格を尊重した援助を行い、ご家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、地域から信頼され、必要とされるデイサービスセンターを目指します。

- ・介護予防、重度化防止に向けて個別機能訓練、栄養・口腔機能向上サービスを継続し、自立支援に取り組みます。
- ・認知症高齢者に対しては、その人らしく生活ができるように援助します。日々変化する症状に対して、専門的知識をしっかりと持ちご利用者及びご家族の支援を行います。
- ・安定した事業が経営できるよう現在、定員 35 名／日ですが、稼働率 75%以上を目指します。

○デイサービスセンターコスモス

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防や生活支援を必要とする要支援者、総合事業対象者に対して、心身機能の維持および改善を目的に支援し、日常生活の中で生きがいを持って自分らしい生活ができるように、訪問型サービス、通所型サービスを行います。

- 湯沢ゆうあい訪問介護センター
- デイサービスセンターコスモス

2. 障がい福祉サービス（総合支援法）

(1) 居宅介護

障害を抱えながら地域で生活している方々に自立した生活、社会生活を営むことができるよう、障がいの状態に応じて適切なサービスを提供し、生活のサポートを行います。

- ・家族や行政等の関係機関との連携を図りながら、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域生活を行えるように支援します。

- 湯沢ゆうあい訪問介護センター

(2) 重度訪問介護

常時の介護を必要とする重度障がいのある方が自宅で暮らすために、ヘルパーが家を訪問して食事や排泄、お風呂、食事の用意や掃除などを手伝い、長時間の見守りを行います。

- ・長時間で頻回にある支援を、人材確保とスキルアップを行いながら滞りなく支援できるように努めます。

- 湯沢ゆうあい訪問介護センター

(3) 放課後等デイサービス

支援を必要とする障害のある児童に対して学校や家庭とは異なる時間・空間・人・体験を通じて個々の児童の状況に応じた生活支援、活動支援等の発達支援を行います。

また子育ての悩み等に対する相談を気軽にできる環境を作り、保護者の負担が軽減できるように支援します。

- ・学校や家庭以外で過ごす「第三の居場所」として児童にとって安心・安全かつ配慮された環境の中でさまざまな活動に挑戦していきます。
- ・学童期から思春期の長い成長過程の中で、学校卒業後の進路や成人期の地域生活をイメージして、必要な技術の獲得と身近な地域との結びつきを意図的に支援計画に組み込むように努めます
- ・障がいがあるゆえに、児童の社会生活の経験範囲が制限されてしまうことの

ないよう、地域の福祉事業への参加やボランティアの受け入れを通して社会経験の幅を広げることで地域の中で育っていけるように支援します。

○通所支援事業所 なないろ

3. 湯沢市からの委託事業

(1) 湯沢市在宅介護支援センター業務

地域の高齢者やその家族からの在宅介護に関する相談を受け、情報提供したり、必要な保健・福祉分野のサービスを受けられるように、行政機関や介護サービス提供機関や居宅介護支援事業所等との連絡調整を行います。

① 総合相談支援業務

ご利用者やご家族、近隣住民や地域関係者からの様々な相談に対して状況の把握を行い、必要なサービスや制度の紹介を行います。

福祉・保険等に関する総合的な相談の受付及びその対応を集約して、地域包括支援センターや行政、各関係機関の担当につなぎます。

② 地域ケア会議業務

関係者による情報交換から地域の課題や問題を抽出し、湯沢市地域ケア推進会議に提起します。関係行政機関、地域包括支援センター等と連携を図り、地域包括ケア実現に向けて地域の課題解決に繋ぐことを目的に実施します。

③ 家族介護者教室事業

在宅で要介護状態、または要支援状態にある高齢者を介護している家族を対象に適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室を開催し、介護者相互の交流、リフレッシュを図ります。

○湯沢ゆうあい在宅介護支援センター

(2) 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント

要支援の認定を受けた方、総合事業の事業対象者となった方が、適切なサービス利用ができるようにプランを作成し、要介護状態にならないよう関係機関等と連携を図ります。

○湯沢ゆうあい介護支援センター

○湯沢そうあい居宅介護支援事業所

(3) 湯沢市要介護認定訪問調査業務

要介護認定の更新申請・要介護度の変更申請に係る認定の訪問調査を行い、調査票を作成し、市へ提出します

○湯沢ゆうあい介護支援センター

○湯沢そうあい居宅介護支援事業所

(4) 住宅改修支援事業

居宅介護支援を受けていない要介護・要支援者の方に対して、住宅改修費の支給に係る理由書の作成を行います。

- 湯沢ゆうあい介護支援センター
- 湯沢そうあい居宅介護支援事業所

(5) 湯沢市地域生活支援事業

①湯沢市身体障がい者訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいにより家庭での入浴が困難な方のお宅を訪問し、入浴サービスを提供します。清潔の保持や心身機能の維持を図るとともに家族の介護負担の軽減を図ります。

- 湯沢ゆうあい訪問入浴介護センター

②湯沢市障がい児者等移動支援事業

障がい児者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

- 湯沢ゆうあい訪問介護センター

○令和4年度 主な年間行事予定

月	会議・研修等	情報発信・広報活動	行 事
4	職員新任・現任研修 理事会、評議員会 評議員選任委員会	ホームページの更新 (通年)	
5	監事会、理事会 共同募金運営委員会	社協だより「ゆざわ」	
6	評議員会(定時) 新規職員採用試験 共同募金公募審査会	社協会員募集	
7	法人後見事業運営委員会		湯沢市ふれあい広場
8	湯沢市社会福祉大会表彰審査委員会	社協だより「ゆざわ」	
9	共同募金運営委員会		
10	理事会 秋田県社会福祉大会 (あきた芸術劇場ミルハス 10月27日)	社協だより「ゆざわ」 秋田県社会福祉大会	共同募金運動への協力 (街頭募金 10月1日)
11	監事会(中間) 職員研修会	湯沢市社会福祉大会 (市内ホテル 上旬)	
12	役職員研修会		除雪ボランティア隊 結団式 歳末たすけあい運動への協力
1	理事会・評議員会		
2	各専門委員会	社協だより「ゆざわ」	
3	理事会・評議員会 苦情対応委員会 共同募金運営委員会 しあわせ総合相談員研修会		
毎月	月間打合せ 衛生委員会		

○令和4年度 職員研修計画

各課所、事業所において、定期的に研修・会議を開催するとともに、各種研修会への参加、また、資格取得を目指しサービスの資質向上に努めます。

1. 職場内研修・会議

- 各課所、事業所職員研修・会議（毎月）
- 介護・障がい事業所管理者会議（毎月）
- 居宅介護支援 特定事業所加算介護（毎週）
- 訪問介護サービス提供責任者会議（隔週）
- 通所介護相談員会議（毎月）
- 看護職員会議・研修（年4回）
- 新任職員研修（4月）
- 新任・現任職員研修（5月）
- 全職員研修（年1回）
- その他会議・研修（随時）

2. 職場外研修

- 全国・秋田県社会福祉協議会主催研修（随時）
（新任、研修担当、施設長、中堅、調理、指導者等）
- 災害ボランティアコーディネーター養成研修
- 経営指導センター主催研修（随時）
（法人役員、会計、労務管理等）
- 地域振興局主催研修（随時）
- 地域包括支援センター主催研修（随時）
- 介護支援専門員協会研修（随時）
- 各福祉関係機関主催研修（随時）
- その他研修（随時）

3. 自己啓発

- 社会福祉士及び介護福祉士国家資格取得
- 介護支援専門員資格取得
- 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修
- 社会福祉主事資格認定通信課程受講
- その他業務関連研修・資格取得

○各種現場実習等の受け入れ

福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生、高校生のインターンシップ、ボランティア研修等を各事業所等で対応し、福祉の人材育成に努めます。

- 社会福祉士現場実習（東北福祉大学より学生1名）
- 専門学校・大学生等の現場実習（湯沢翔北高校専攻科）
- 居宅介護支援事業所 実務研修
- 在宅看護論実習（秋田県立衛生看護学院）
- 中学生による総合学習
- 介護職員初任者研修の同行訪問
- 教職員免許取得に係る介護等体験学習
- インターンシップ
- 福祉や介護の仕事に関心がある方への職場体験

○令和4年度 会員募集計画

単位:円

区分	一般会費		特別会費		賛助会費		合計 A+B+C
	世帯数 (a) A=(a)×500	会費額 A	会員数 (b) B=(b)×1,000	会費額 B	会員数 (c)	会費額 C C=(c)×5,000	
湯 沢	4,000	2,000,000	450	450,000			2,450,000
山 田	1,200	600,000	200	200,000			800,000
三 関	600	300,000	40	40,000			340,000
弁 天	830	415,000	50	50,000			465,000
幡 野	500	250,000	50	50,000			300,000
岩 崎	460	230,000	35	35,000			265,000
須 川	280	140,000	25	25,000			165,000
高 松	250	125,000	50	50,000			175,000
稲 川	2,300	1,150,000	50	50,000	45	225,000	1,425,000
雄 勝	2,200	1,100,000	550	550,000	56	280,000	1,930,000
皆 瀬	530	265,000	110	110,000	15	75,000	450,000
市社協			100	100,000	180	900,000	1,000,000
4年度 目標額計	13,150	6,575,000	1,710	1,710,000	296	1,480,000	9,765,000
3年度 目標額計	13,150	6,575,000	1,780	1,780,000	285	1,425,000	9,780,000

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会 階層別人材育成計画

階層	役職	等級	求められる能力	OJT	OFF-JT	SDS	その他
上級管理職	事務局長 次長	6	【知識】経営管理/福祉行政、他社協の動向 【能力】理念を語る力/決断力/統率力	役員会議案書作成 ・所属長会議運営 ・事業計画、目標の策定及び進捗管理 ・地域、行政等の対外会議への参加	・県社協会長・局長会議への参加 ・各種団体が主催する長研修		
管理職	課長	5	【知識】経営管理/財務管理/福祉サービスの動向 【能力】マネジメンタカ/面談力/連携力	・役員会議案書作成に参画 ・所属長会議へ参加 ・所属内の委員会運営 ・事業計画、目標の策定へ参画 ・職員との面談	・管理者研修 (県福祉保健研修センター) ・労務管理研修 ・財務管理研修 ・チーム対応研修		
監督職	センター長 施設長 補佐	4	【知識】経営管理/財務管理/福祉サービスの動向 【能力】マネジメンタカ/面談力/連携力	・役員会議案書作成に参画 ・所属長会議へ参加 ・所属内の委員会運営 ・事業計画、目標の策定へ参画 ・職員との面談	・管理者研修 (県福祉保健研修センター) ・労務管理研修 ・財務管理研修 ・チーム対応研修		
指導職	主査	3	【知識】チームワーク/コンプライアンス/福祉サービスの動向 【能力】リーダーシップ/説明能力/調整力	・所属内の委員会等の運営に参画 ・係の会議運営 ・係の部下の指導、育成 ・チームマネジメント ・家族対応	・指導的従事者研修 (県福祉保健研修センター) ・リスクマネジメント研修 ・コンプライアンス研修 ・人材育成に関する研修		
中堅職	主任	2	【知識】担当業務に関する高度な知識/関係法令の知識 【能力】プレゼンタカ/企画力/提案力/指導力	・OJTリーダー ・チーム内業担当リーダー ・所属内の委員会等へ参加 ・係の会議参加 ・外部研修の伝達研修 ・業務標準の見直しと改善の提案	・指導的従事者研修 ・中堅職員スキルアップ研修 ・研修担当研修 (県福祉保健研修センター)	・資格取得補助成制度あり (業務関連資格について、 除制度あり)	事業別研修 ・居宅介護支援事業所 ・訪問介護、入浴通所、特養 ・地域福祉職員 ・介護職員 (それぞれ別の専門分野に関する研修を実施。内容、名称は年度で異なる。)
一般職	主事	1	【知識】担当業務に関する基礎的な知識/社協の組織理解 【能力】判断力/課題発見力/実行力	・OJT担当として後輩育成に参画 ・所属内の委員会等へ参加 ・係の会議参加 ・外部研修の伝達研修 ・業務標準の見直しと改善の提案	・中堅研修 (県福祉保健研修センター) その他、職域ごと ・地域福祉推進研修 ・相談援助職員研修 など ・認知症介護実践研修 など		
その他			【知識】自身の業務に関する基礎的な知識	・マニュアルに沿った業務実施	・新任研修 (県福祉保健研修センター) その他、職域ごと ・事務職員研修 ・相談援助職員研修 ・認知症介護実践研修 など (県福祉保健研修センター) ・新規採用・登用者研修 (内部研修)		